

道路運送法第9条第4項，及び同法施行規則第9条
第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

平成25年1月24日開催の富里市地域公共交通会議において，
下記事項に関し，協議が調ったことを証明する。

1 協議が調っている路線又は営業区域

路線：新橋循環（七栄・新橋・中沢地区及び酒々井町の一部）

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

定時定路線運行とし，運行系統は以下のとおりとする。

（詳細は別紙1，2のとおり）

（1）第1便と第2便（別紙1）

起終点：富里市役所

内回り

市役所～富里高校～西内野～新橋～中沢入口～市役所

外回り

市役所～中沢入口～新橋～西内野～富里高校～市役所

（2）第3便から第10便（別紙2）

起終点：富里バスターミナル

内回り

富里バスターミナル～西内野～JR酒々井駅～新橋～

中沢入口～市役所～富里高校～富里バスターミナル

外回り

富里バスターミナル～富里高校～市役所～中沢入口～

新橋～JR酒々井駅～西内野～富里バスターミナル

3 協議が調っている運賃（料金）の種類，額及び適用方法

（1）普通乗車券

1乗車あたりの運賃は下記のとおりとする。

分類	市内	市外 （JR酒々井駅 利用者）
大人	300 円	400 円

小学生	100 円	200 円
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	150 円	200 円
身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方，小学生未満	無料	

※高齢者，障がい者等で介助を必要とする方の介助者の運賃は上記分類による。

※小学生未満は保護者と同乗する場合のみ，利用可能とする。

※割引制度として回数券を発行する。

（２）回数券

回数券は１１枚つづりで下記のとおりとする。

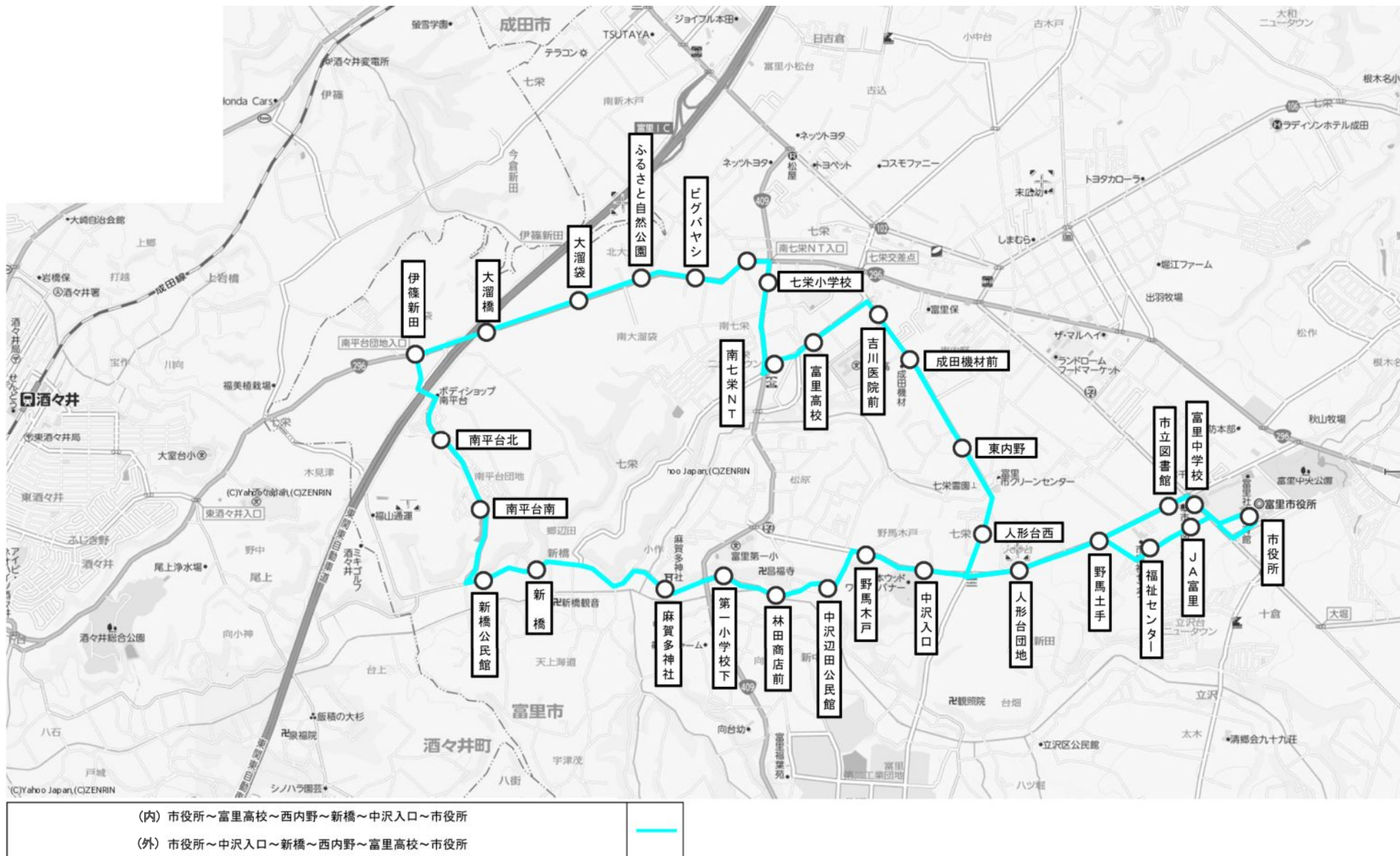
分類	市内	市外 (JR酒々井駅利用者)
大人	3,000 円	4,000 円
小学生	1,000 円	2,000 円
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	1,500 円	2,000 円

４ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には，その条件

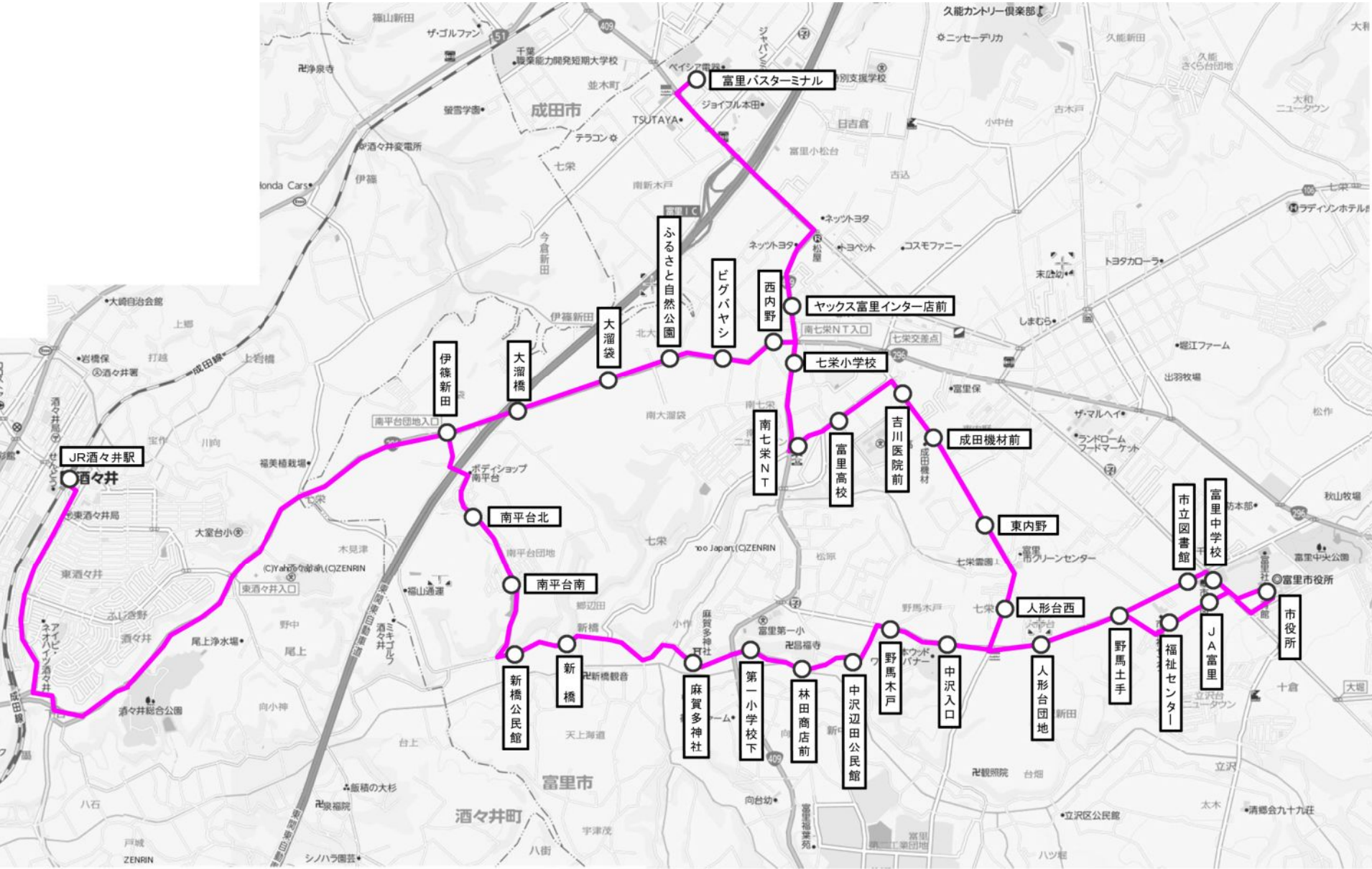
適用期間	平成 25 年 4 月 1 日から
運行日	土日祝日，年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く平日のみ運行
運行時間	午前 7 時から午後 6 時まで
運行便数	1 日 10 便
使用車両	富里市が所有するバス車両（乗車定員 11 人以上 29 人以下の小型自動車）2 台
運行主体	千葉交通株式会社

平成 25 年 1 月 24 日
富里市地域公共交通会議
会長 石橋 規

別紙1 「第1便・第2便路線図：市役所発着」



別紙2 「第3便～第10便路線図：富里バスターミナル発着」



(内) 富里バスターミナル～西内野～JR酒々井駅～新橋～中沢入口～市役所～富里高校～富里バスターミナル	—
(外) 富里バスターミナル～富里高校～市役所～中沢入口～新橋～JR酒々井駅～西内野～富里バスターミナル	—